

第 6 章

そ の 他

【 省略語について 】

「法」は、「NPO法」のことです。

「法人」は、「NPO法人」のことです。

1. 税制

(1) 税制上の収益事業

税制上の「収益事業」とは、法人税法施行令第5条に規定されているものをいい、NPO法第5条の「その他の事業（特定非営利活動に係る事業以外の事業）」とは異なります。NPO法上の「特定非営利活動に係る事業」であっても、法人税法上の「収益事業」であれば税金が課されます。

法人税法上の「収益事業」に該当するかどうかについては、税務署や税理士、会計士などの専門家に確認することをおすすめします。

【 収益事業 】

法人税法において定められた「販売業、製造業その他政令で定める事業」で、継続して、事業場を設けて行われるもの（法人税法2⑬）

〈 政令で定める事業（法人税法施行令第5条第1項） 〉

- | | | |
|-------------|------------|----------------|
| (1) 物品販売業 | (2) 不動産販売業 | (3) 金銭貸付業 |
| (4) 物品貸付業 | (5) 不動産貸付業 | (6) 製造業 |
| (7) 通信業 | (8) 運送業 | (9) 倉庫業 |
| (10) 請負業 | (11) 印刷業 | (12) 出版業 |
| (13) 写真業 | (14) 席貸業 | (15) 旅館業 |
| (16) 料理飲食業 | (17) 周旋業 | (18) 代理業 |
| (19) 仲立業 | (20) 問屋業 | (21) 鋳業 |
| (22) 土石採取業 | (23) 浴場業 | (24) 理容業 |
| (25) 美容業 | (26) 興行業 | (27) 遊技所業 |
| (28) 遊覧所業 | (29) 医療保健業 | (30) 技芸・学力教授業 |
| (31) 駐車場業 | (32) 信用保証業 | (33) 無体財産権の提供業 |
| (34) 労働者派遣業 | | |

(2) 法人税(国税)・地方法人税(国税)

① 法人税(国税)

「収益事業」の所得に対して課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

「収益事業」を行っていても赤字の場合には課税されませんが、申告手続は必要です。

「収益事業」を行っていない法人は課税されません。

【法人税率】 H30年(2018年)4月1日以後開始事業年度

年間800万円以下	課税所得×15.0%
年間800万円超	800万円を超える課税所得×23.2%

② 地方法人税(国税)

法人税の納税義務のある法人に対して課される税金です。法人税とあわせて期限内に申告を行い、納税します。

【地方法人税率】

地方法人税	H26年(2014年)10月1日以後に開始する事業年度から	H31(2019年)年10月1日以後に開始する事業年度から
法人税額	4.4%	10.3%

(3) 法人県民税(県税)・法人市町村民税(市町村税)

① 均等割

島根県(市町村)に事務所等を有する法人について、一律に課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

【税率】 H30年(2018年)4月1日現在

法人県民税	21,000円(水と緑の森づくり税を含む)
法人市町村民税	50,000円~60,000円程度

〈課税免税(法人県民税)〉

- ・収益事業を行わない法人については、毎年4月30日までに申請した場合は、課税免除されます。
- ・収益事業を行う法人が、法人設立後3年以内の各事業年度において、黒字でない場合は、当該事業年度分について課税免除されます。

法人市町村民税の課税免税については、各市町村税務担当課へお問い合わせください。

② 法人税割

法人税額に応じて課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

【税率】

種類	H26(2014年)年10月1日以後に開始する事業年度から	H31(2019年)年10月1日以後に開始する事業年度から
法人県民税※	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%
法人市町村民税	法人税額の9.7%~12.1%	法人税額の6.0%~8.4%

※法人税額が1,000万円を超える場合は、税率が異なります。

(4) 法人事業税(県税)・地方法人特別税(国税)・ 特別法人事業税(国税)

① 法人事業税(県税)

収益事業の所得に課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。収益事業を行っていても赤字の場合には課税されませんが、申告手続は必要です。

【税率】

年間所得	H26年(2014年)10月1日以後に開始する事業年度から	H31年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度から
400万円以下	3.4%	3.5%
400万円超～800万円以下	5.1%	5.3%
年間所得800万円超	6.7%	7.0%

② 地方法人特別税(国税)

法人事業税の納税義務がある法人に対して課される税金です。法人事業税とあわせて期限内に申告を行い、納税します。

【税率】

地方法人特別税	H26年(2014年)10月1日以後に開始する事業年度から	H31(2019年)年10月1日以後に開始する事業年度から
基準法人所得割額	43.2%	廃止

③ 特別法人事業税(国税) (平成31年(2019年)10月1日以後開始事業年度から)

法人事業税の納税義務がある法人に対して課される税金です。法人事業税とあわせて期限内に申告を行い、納税します。

【税率】

特別法人事業税	H31(2019年)年10月1日以後に開始する事業年度から
基準法人所得割額	37%

(5) 消費税(国税)・地方消費税(県税)

国内で事業として行われる販売やサービスの提供、資産の貸付などの取引に対して課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

基準期間(2年前)における課税売上高が1,000万円を超えると「課税事業者」となり、申告納税する必要があります。(H30年(2018年)4月1日現在)

詳しくは、税務署へお問い合わせください。

(6) 源泉所得税(国税)

人を雇って給与を支払ったり、講師に謝礼を支払ったりする場合には、支払者は支払金額に応じた所得税を差し引くことになっています。差し引いた所得税は、期限内に納付する必要があります。

詳しくは、税務署へお問い合わせください。

(7) 不動産取得税(県税)・自動車取得税(県税)

① 不動産取得税

不動産取得税は、土地や建物を取得したことに対して課される税金です。

【課税免除】

法人設立後3年以内に定款に定める事業の用に供するための不動産を無償で譲り受けた場合は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税が課税免除されます。

② 自動車取得税

自動車取得税は、自動車を取得したことに対して課される税金です。

【課税免除】

法人設立後3年以内に定款で定める事業の用に供するための自動車を無償で譲り受けた場合は、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税が課税免除されます。

(8) 窓口

① 国税(法人税、消費税、源泉所得税等)

税務署名 (管轄区域)	所在地	電話番号
松江 (松江市、安来市)	〒690-8505 松江市向島町 134 番 10	0852-21-7711
出雲 (出雲市)	〒693-8686 出雲市塩冶善行町 13 番地 3	0853-21-0440
大東 (雲南市、仁多郡、 飯石郡)	〒699-1221 雲南市大東町飯田 86 番 7 号	0854-43-2360
石見大田 (大田市)	〒694-8501 大田市大田町大田イ 289 番地 2	0854-82-0980
浜田 (浜田市、江津市、 邑智郡)	〒697-8686 浜田市殿町 1177 番地	0855-22-0360
益田 (益田市、鹿足郡)	〒698-8651 益田市元町 12 番 11 号	0856-22-0444
西郷 (隠岐郡)	〒685-8666 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 番地	08512-2-0350

② 県税(法人県民税、法人事業税)

受付窓口 (管轄区域)	所在地	電話番号
東部県民センター 法人課税課 (松江市、出雲市、安来市、 雲南市、奥出雲町、飯南町、 隠岐の島町、海士町、 西ノ島町、知夫村)	〒690-8551 松江市東津田町 1741-1	0852-32-5621
西部県民センター 法人・軽油課税課 (浜田市、益田市、大田市、 江津市、川本町、美郷町、 邑南町、津和野町、吉賀町)	〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254	0855-29-5519

③ 市町村民税(法人市町村民税等)

各市町村へお問い合わせください。

2. 関係窓口

(1) 所轄庁

裏表紙をご覧ください。

(2) NPO支援

① 公益財団法人 ふるさと島根定住財団 (しまね県民活動支援センター)

〈 松江事務局 〉 地域活動支援課

住所 〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3階

電話 0852-28-0690

〈 石見事務局 〉

住所 〒697-0034 浜田市相生町 1391-8 シティパーク浜田 2階

電話 0855-25-1600

地域を元気にしようと積極的に頑張っておられるグループ・団体等や、これから地域を活性化していきたいと考えておられるみなさんのために、次の支援を行っています。

- ・会計、税務、運営、労務管理などの専門相談、アドバイザー派遣
- ・助成制度 (地域づくり応援助成・ろうきんNPO寄付システム)
- ・各種研修・セミナー
- ・情報発信 (機関紙、ポータルサイト)
- ・交流サロン (会議スペース、印刷室、図書の貸し出し)

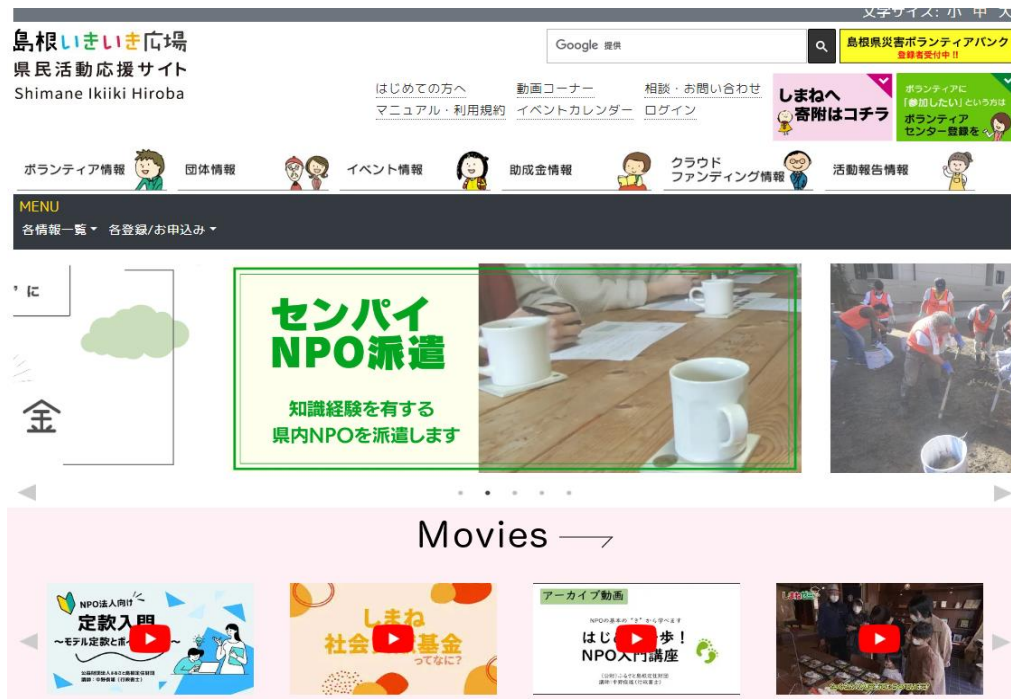
詳しくは、しまね地域活動応援サイト「フレフレしまね」を検索
<https://furefure-shimane.jp/>



② 県民活動応援サイト「島根いきいき広場」

イベント情報、ボランティア募集情報、助成金や各種セミナーのお知らせなどを発信しています。月2回発行のメールマガジンでは、注目のトピックスをお届けします。

また、(公財)日本財団が運営する公益コミュニティサイト「CANPAN」とも連携し、積極的な情報開示がされていると認証した団体を紹介しています。



(3) 登記

松江地方法務局 本局

住所 〒690-0001 松江市東朝日町 192 番地 3

電話 0852-32-4200

※登記事項証明書の交付は、県内の支局においても行っています。

(4) 官報公告

島根県官報販売所(今井書店)

〈 広告受付 〉

住所 〒690-0816 松江市北陵町 60 番地

電話 0852-24-2233

FAX 0852-27-8191

※まず、お電話でお問い合わせください。